

中間検査申請書等の添付図書に関する定め

平成19年6月20日

新見市建築基準法等に関する施行規則（平成19年新見市規則第2号。以下「規則」という。）第10条第3項及び第29条第2項の規定に基づき同規則を補完する事項を次のとおり定め、平成19年6月20日から適用する。

- 1 規則第10条第2項に規定する施工状況報告書の様式は、別記様式第1号とする。
- 2 規則第29条第1項第1号に規定する鉄筋コンクリート造建築物施工状況報告書の様式は、別記様式第2号とする。
- 3 規則第29条第1項第2号に規定する鉄骨造建築物施工状況報告書の様式は、別記様式第3号とする。

別記様式 略